

## 参 照 条 文

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）抄

※ 労働安全衛生法の一部を改正する法律による改正後の法律。

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一・二 （略）

2 （略）

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一～七 （略）

2・3 （略）

○労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）抄

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 アクリルアミド

一の二 アクリロニトリル

一の三 アセトン

二 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）

二の二 イソブチルアルコール

二の三 イソプロピルアルコール

二の四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）

二の五 インジウム化合物

- 二の六 エチルアミン
- 二の七 エチルエーテル
- 二の八 エチルベンゼン
- 三 エチレンイミン
- 三の二 エチレンオキシド
- 三の三 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- 三の四 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- 三の五 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 三の六 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 四 塩化ビニル
- 五 オーラミン
- 五の二 オルトージクロロベンゼン
- 六 オルトーフタロジニトリル
- 六の二 過酸化水素
- 七 カドミウム化合物
- 七の二 キシレン
- 七の三 クレゾール
- 八 クロム酸及びその塩
- 八の二 クロロベンゼン
- 九 クロロホルム
- 九の二 クロロメチルメチルエーテル
- 九の三 五酸化バナジウム
- 九の四 コバルト及びその無機化合物
- 九の五 コールタール
- 九の六 酢酸イソブチル
- 九の七 酢酸イソプロピル
- 九の八 酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
- 九の九 酢酸エチル
- 九の十 酢酸ノルマルブチル
- 九の十一 酢酸ノルマルプロピル
- 九の十二 酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)
- 九の十三 酢酸メチル
- 九の十四 酸化プロピレン
- 十 次亜塩素酸カルシウム
- 十一 四アルキル鉛
- 十二 シアン化カリウム
- 十三 シアン化ナトリウム
- 十四 四塩化炭素

- 十四の二 一・四―ジオキサン
- 十四の三 シクロヘキサノール
- 十四の四 シクロヘキサノン
- 十四の五 一・二―ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)
- 十四の六 一・二―ジクロロエチレン (別名二塩化アセチレン)
- 十四の七 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
- 十四の八 三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン
- 十四の九 一・四―ジクロロ―二―ブテン
- 十四の十 一・二―ジクロロプロパン
- 十四の十一 ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)
- 十四の十二 一・一―ジメチルヒドラジン
- 十四の十三 N・N―ジメチルホルムアミド
- 十五 臭化メチル
- 十六 重クロム酸及びその塩
- 十六の二 硝酸アンモニウム
- 十七 水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)
- 十七の二 スチレン
- 十八 一・一・二・二―テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
- 十九 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
- 十九の二 テトラヒドロフラン
- 二十 一・一・一―トリクロロエタン
- 二十一 トリクロロエチレン
- 二十二 トリレンジイソシアネート
- 二十三 トルエン
- 二十四 鉛化合物 (酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。)
- 二十四の二 ニッケル化合物 (次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
- 二十五 ニッケルカルボニル
- 二十五の二 ニトログリセリン
- 二十五の三 ニトロセルローズ
- 二十六 二硫化炭素
- 二十七 ノルマルヘキサン
- 二十七の二 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン
- 二十八 パラ―ニトロクロロベンゼン
- 二十八の二 ピクリン酸
- 二十八の三 砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
- 二十九 フェノール
- 二十九の二 一・三―ブタジエン
- 二十九の三 一―ブタノール

- 二十九の四 ニーブタノール
- 三十 弗化水素
- 三十の二 一・三ープロパンスルトン
- 三十一 ベータープロピオラクトン
- 三十二 ベンゼン
- 三十三 ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩
- 三十四 ホルムアルデヒド
- 三十五 マゼンタ
- 三十六 メタノール
- 三十六の二 メチルイソブチルケトン
- 三十六の三 メチルエチルケトン
- 三十六の四 メチルシクロヘキサノール
- 三十六の五 メチルシクロヘキサノン
- 三十六の六 メチルノルマルーブチルケトン
- 三十七 沃化メチル
- 三十七の二 硫化水素ナトリウム
- 三十七の三 硫化ナトリウム
- 三十八 硫酸ジメチル
- 三十九 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 四十 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第十八条の二 法第五十七条の二第一項 の政令で定める物は、別表第九に掲げる物とする。

別表第九 名称等を通知すべき危険物及び有害物（第十八条の二関係）

- 一 アクリルアミド
- 二 アクリル酸
- 三 アクリル酸エチル
- 四 アクリル酸ノルマルーブチル
- 五 アクリル酸二ーヒドロキシプロピル
- 六 アクリル酸メチル
- 七 アクリロニトリル
- 八 アクロレイン
- 九 アジ化ナトリウム
- 十 アジピン酸
- 十一 アジポニトリル
- 十二 アセチルサリチル酸（別名アスピリン）

- 十三 アセトアミド
- 十四 アセトアルデヒド
- 十五 アセトニトリル
- 十六 アセトフェノン
- 十七 アセトン
- 十八 アセトンシアノヒドリン
- 十九 アニリン
- 二十 アミド硫酸アンモニウム
- 二十一 ニーアミノエタノール
- 二十二 四ーアミノー六ーターシャリーブチルー三ーメチルチオー一・二・四ートリアジンー五 (四H) ーオン (別名メトリブジン)
- 二十三 三ーアミノー一Hー一・二・四ートリアゾール (別名アミトロール)
- 二十四 四ーアミノー三・五・六ートリクロロピリジンー二ーカルボン酸 (別名ピクロラム)
- 二十五 ニーアミノピリジン
- 二十六 亜硫酸水素ナトリウム
- 二十七 アリルアルコール
- 二十八 一ーアリルオキシー二・三ーエポキシプロパン
- 二十九 アリル水銀化合物
- 三十 アリルーノルマループロピルジスルフィド
- 三十一 亜りん酸トリメチル
- 三十二 アルキルアルミニウム化合物
- 三十三 アルキル水銀化合物
- 三十四 三ー (アルファーアセトニルベンジル) ー四ーヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)
- 三十五 アルファ・アルファージクロロトルエン
- 三十六 アルファーメチルスチレン
- 三十七 アルミニウム水溶性塩
- 三十八 アンチモン及びその化合物
- 三十九 アンモニア
- 四十 三ーイソシアナトメチルー三・五・五ートリメチルシクロヘキシル=イソシアネート
- 四十一 イソシアン酸メチル
- 四十二 イソプレン
- 四十三 Nーイソプロピルアニリン
- 四十四 Nーイソプロピルアミノホスホン酸OーエチルーOー (三ーメチルー四ーメチルチオフェニル) (別名フェナミホス)
- 四十五 イソプロピルアミン
- 四十六 イソプロピルエーテル
- 四十七 三' ーイソプロポキシー二ートリフルオロメチルベンズアニリド (別名フルトラニル)
- 四十八 イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)

- 四十九 イソホロン
- 五十 一塩化硫黄
- 五十一 一酸化炭素
- 五十二 一酸化窒素
- 五十三 一酸化二窒素
- 五十四 イットリウム及びその化合物
- 五十五 イブシロン—カプロラクタム
- 五十六 ニ—イミダゾリジンチオン
- 五十七 四・四′ — (四—イミノシクロヘキサ—二・五—ジェニリデンメチル) ジアニリン塩酸塩 (別名 C I  
ベシックレッド九)
- 五十八 インジウム及びその化合物
- 五十九 インデン
- 六十 ウレタン
- 六十一 エタノール
- 六十二 エタンチオール
- 六十三 エチリデンノルボルネン
- 六十四 エチルアミン
- 六十五 エチルエーテル
- 六十六 エチル—セカンダリ—ペンチルケトン
- 六十七 エチル—パラ—ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 E P N)
- 六十八 O—エチル—S—フェニル=エチルホスホチオロチオナート (別名ホノホス)
- 六十九 ニ—エチルヘキサ酸
- 七十 エチルベンゼン
- 七十一 エチルメチルケトンペルオキシド
- 七十二 N—エチルモルホリン
- 七十三 エチレンイミン
- 七十四 エチレンオキシド
- 七十五 エチレングリコール
- 七十六 エチレングリコールモノイソプロピルエーテル
- 七十七 エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルブ)
- 七十八 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)
- 七十九 エチレングリコールモノ—ノルマル—ブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)
- 八十 エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)
- 八十一 エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
- 八十二 エチレンクロロヒドリン
- 八十三 エチレンジアミン
- 八十四 —・—′ —エチレン—二・二′ —ビピリジニウム=ジプロミド (別名ジクアット)
- 八十五 ニ—エトキシ—二・ニ—ジメチルエタン

- 八十六 二一（四一エトキシフェニル）一二一メチルプロピル＝三一フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンプロックス）
- 八十七 エピクロロヒドリン
- 八十八 一・二一エポキシ一二一イソプロポキシプロパン
- 八十九 二・三一エポキシ一一一プロパナール
- 九十 二・三一エポキシ一一一プロパノール
- 九十一 二・三一エポキシプロピル＝フェニルエーテル
- 九十二 エメリー
- 九十三 エリオナイト
- 九十四 塩化亜鉛
- 九十五 塩化アリル
- 九十六 塩化アンモニウム
- 九十七 塩化シアン
- 九十八 塩化水素
- 九十九 塩化チオニル
- 百 塩化ビニル
- 百一 塩化ベンジル
- 百二 塩化ベンゾイル
- 百三 塩化ホスホリル
- 百四 塩素
- 百五 塩素化カンフェン（別名トキサフェン）
- 百六 塩素化ジフェニルオキシド
- 百七 黄りん
- 百八 四・四′一オキシビス（二一クロロアニリン）
- 百九 オキシビス（チオホスホン酸） $O \cdot O \cdot O' \cdot O'$ 一テトラエチル（別名スルホテップ）
- 百十 四・四′一オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
- 百十一 オキシビスホスホン酸四ナトリウム
- 百十二 オクタクロロナフタレン
- 百十三 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ一二・三・三a・四・七・七a一ヘキサヒドロ一四・七一メタノ一一H一インデン（別名クロルデン）
- 百十四 二一オクタノール
- 百十五 オクタン
- 百十六 オゾン
- 百十七 オメガ一クロロアセトフェノン
- 百十八 オーラミン
- 百十九 オルト一アニシジン
- 百二十 オルト一クロロスチレン
- 百二十一 オルト一クロロトルエン

- 百二十二 オルトージクロロベンゼン
- 百二十三 オルトーセカンダリーブチルフェノール
- 百二十四 オルトーニトロアニソール
- 百二十五 オルトーフタロジニトリル
- 百二十六 過酸化水素
- 百二十七 ガソリン
- 百二十八 カテコール
- 百二十九 カドミウム及びその化合物
- 百三十 カーボンブラック
- 百三十一 カルシウムシアナミド
- 百三十二 ぎ酸
- 百三十三 ぎ酸エチル
- 百三十四 ぎ酸メチル
- 百三十五 キシリジン
- 百三十六 キシレン
- 百三十七 銀及びその水溶性化合物
- 百三十八 クメン
- 百三十九 グルタルアルデヒド
- 百四十 クレオソート油
- 百四十一 クレゾール
- 百四十二 クロム及びその化合物
- 百四十三 クロロアセチル＝クロリド
- 百四十四 クロロアセトアルデヒド
- 百四十五 クロロアセトン
- 百四十六 クロロエタン (別名塩化エチル)
- 百四十七 ニークロロー四ーエチルアミノー六ーイソプロピルアミノー・三・五ートリアジン (別名アトラジン)
- 百四十八 四ークロローオルトーフェニレンジアミン
- 百四十九 クロロジフルオロメタン (別名HCFCー二二)
- 百五十 ニークロロー六ートリクロロメチルピリジン (別名ニトラピリン)
- 百五十一 ニークロローー・一・二ートリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)
- 百五十二 ークロローーーニトロプロパン
- 百五十三 クロロピクリン
- 百五十四 クロロフェノール
- 百五十五 ニークロローー・三ーブタジエン
- 百五十六 ニークロロプロピオン酸
- 百五十七 ニークロロベンジリデンマロノニトリル
- 百五十八 クロロベンゼン



- 百五十九 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC一一一五）
- 百六十 クロロホルム
- 百六十一 クロロメタン（別名塩化メチル）
- 百六十二 四一クロロ二一メチルアニリン及びその塩酸塩
- 百六十三 クロロメチルメチルエーテル
- 百六十四 軽油
- 百六十五 けつ岩油
- 百六十六 ケテン
- 百六十七 ゲルマン
- 百六十八 鈹油
- 百六十九 五塩化りん
- 百七十 固形パラフィン
- 百七十一 五酸化バナジウム
- 百七十二 コバルト及びその化合物
- 百七十三 五弗化臭素
- 百七十四 コールタール
- 百七十五 コールタールナフサ
- 百七十六 酢酸
- 百七十七 酢酸エチル
- 百七十八 酢酸一・三ージメチルブチル
- 百七十九 酢酸鉛
- 百八十 酢酸ビニル
- 百八十一 酢酸ブチル
- 百八十二 酢酸プロピル
- 百八十三 酢酸ベンジル
- 百八十四 酢酸ペンチル（別名酢酸アミル）
- 百八十五 酢酸メチル
- 百八十六 サチライシン
- 百八十七 三塩化りん
- 百八十八 酸化亜鉛
- 百八十九 酸化アルミニウム
- 百九十 酸化カルシウム
- 百九十一 酸化チタン（IV）
- 百九十二 酸化鉄
- 百九十三 一・二一酸化ブチレン
- 百九十四 酸化プロピレン
- 百九十五 酸化メシチル
- 百九十六 三酸化二ほう素

- 百九十七 三臭化ほう素
- 百九十八 三弗化塩素
- 百九十九 三弗化ほう素
- 二百 次亜塩素酸カルシウム
- 二百一 N・N′-ジアセチルベンジジン
- 二百二 ジアセトンアルコール
- 二百三 ジアゾメタン
- 二百四 シアナミド
- 二百五 ニーシアノアクリル酸エチル
- 二百六 ニーシアノアクリル酸メチル
- 二百七 二・四-ジアミノアニソール
- 二百八 四・四′-ジアミノジフェニルエーテル
- 二百九 四・四′-ジアミノジフェニルスルフィド
- 二百十 四・四′-ジアミノ-三・三′-ジメチルジフェニルメタン
- 二百十一 二・四-ジアミノトルエン
- 二百十二 四アルキル鉛
- 二百十三 シアン化カリウム
- 二百十四 シアン化カルシウム
- 二百十五 シアン化水素
- 二百十六 シアン化ナトリウム
- 二百十七 ジイソブチルケトン
- 二百十八 ジイソプロピルアミン
- 二百十九 ジエタノールアミン
- 二百二十 ニー(ジエチルアミノ)エタノール
- 二百二十一 ジエチルアミン
- 二百二十二 ジエチルケトン
- 二百二十三 ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)
- 二百二十四 一・二-ジエチルヒドラジン
- 二百二十五 ジエチレントリアミン
- 二百二十六 四塩化炭素
- 二百二十七 一・四-ジオキサン
- 二百二十八 一・四-ジオキサン-二・三-ジイルジチオビス(チオホスホン酸) O・O・O′・O′-テトラエチル (別名ジオキサチオン)
- 二百二十九 一・三-ジオキサラン
- 二百三十 シクロヘキサノール
- 二百三十一 シクロヘキサノン
- 二百三十二 シクロヘキサン
- 二百三十三 シクロヘキシルアミン

- 二百三十四 二-シクロヘキシルピフェニル
- 二百三十五 シクロヘキセン
- 二百三十六 シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン
- 二百三十七 シクロペンタジエン
- 二百三十八 シクロペンタン
- 二百三十九 ジクロロアセチレン
- 二百四十 ジクロロエタン
- 二百四十一 ジクロロエチレン
- 二百四十二 三・三' -ジクロロ-四・四' -ジアミノジフェニルメタン
- 二百四十三 ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-11)
- 二百四十四 一・三-ジクロロ-五・五-ジメチルイミダゾリジン-二・四-ジオン
- 二百四十五 三・五-ジクロロ-二・六-ジメチル-四-ピリジノール (別名クロピドール)
- 二百四十六 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)
- 二百四十七 二・二-ジクロロ-一・一・一-トリフルオロエタン (別名HCFC-113)
- 二百四十八 一・一-ジクロロ-一-ニトロエタン
- 二百四十九 三- (三・四-ジクロロフェニル) -一・一-ジメチル尿素 (別名ジウロン)
- 二百五十 二・四-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
- 二百五十一 二・四-ジクロロフェノキシ酢酸
- 二百五十二 一・四-ジクロロ-二-ブテン
- 二百五十三 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-12)
- 二百五十四 一・二-ジクロロプロパン
- 二百五十五 二・二-ジクロロプロピオン酸
- 二百五十六 一・三-ジクロロプロペン
- 二百五十七 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
- 二百五十八 四酸化オスミウム
- 二百五十九 ジシアン
- 二百六十 ジシクロペンタジエニル鉄
- 二百六十一 ジシクロペンタジエン
- 二百六十二 二・六-ジ-ターシャリーブチル-四-クレゾール
- 二百六十三 一・三-ジチオラン-二-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
- 二百六十四 ジチオリン酸O-エチル-O- (四-メチルチオフェニル) -S-ノルマル-プロピル (別名スルプロホス)
- 二百六十五 ジチオリン酸O・O-ジエチル-S- (二-エチルチオエチル) (別名ジスルホトン)
- 二百六十六 ジチオリン酸O・O-ジエチル-S-エチルチオメチル (別名ホレート)
- 二百六十七 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S- [(四-オキソ-一・二・三-ベンゾトリアジン-三 (四H) -イル) メチル] (別名アジンホスメチル)
- 二百六十八 ジチオリン酸O・O-ジメチル-S-一・二-ビス (エトキシカルボニル) エチル (別名マラチオン)

- 二百六十九 ジナトリウム＝四— [(二・四—ジメチルフェニル) アゾ] —三—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート (別名ポンソーMX)
- 二百七十 ジナトリウム＝八— [[三・三' —ジメチル—四' — [[四— [(四—メチルフェニル) スルホニル] オキシ] フェニル] アゾ] [一・一' —ビフェニル] —四—イル] アゾ] —七—ヒドロキシ—一・三—ナフトレンジスルホナート (別名C Iアシッドレッド百十四)
- 二百七十一 ジナトリウム＝三—ヒドロキシ—四— [(二・四・五—トリメチルフェニル) アゾ] —二・七—ナフトレンジスルホナート (別名ポンソー三R)
- 二百七十二 二・四—ジニトロトルエン
- 二百七十三 ジニトロベンゼン
- 二百七十四 二— (ジ—ノルマル—ブチルアミノ) エタノール
- 二百七十五 ジ—ノルマル—プロピルケトン
- 二百七十六 ジビニルベンゼン
- 二百七十七 ジフェニルアミン
- 二百七十八 ジフェニルエーテル
- 二百七十九 一・二—ジブromoエタン (別名EDB)
- 二百八十 一・二—ジブromo—三—クロロプロパン
- 二百八十一 ジブromoジフルオロメタン
- 二百八十二 ジベンゾイルペルオキシド
- 二百八十三 ジボラン
- 二百八十四 N・N—ジメチルアセトアミド
- 二百八十五 N・N—ジメチルアニリン
- 二百八十六 [四— [[四— (ジメチルアミノ) フェニル] [四— [エチル (三—スルホベンジル) アミノ] フェニル] メチリデン] シクロヘキサン—二・五—ジエン—一—イリデン] (エチル) (三—スルホナトベンジル) アンモニウムナトリウム塩 (別名ベンジルバイオレット四B)
- 二百八十七 ジメチルアミン
- 二百八十八 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名メチルジメトン)
- 二百八十九 ジメチルエトキシシラン
- 二百九十 ジメチルカルバモイルニクロリド
- 二百九十一 ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)
- 二百九十二 ジメチルジスルフィド
- 二百九十三 N・N—ジメチルニトロソアミン
- 二百九十四 ジメチル—パラ—ニトロフェニルチオホスフェイト (別名メチルパラチオン)
- 二百九十五 ジメチルヒドラジン
- 二百九十六 一・一' —ジメチル—四・四' —ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート)
- 二百九十七 一・一' —ジメチル—四・四' —ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩
- 二百九十八 二— (四・六—ジメチル—二—ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル) 安息香酸メチル (別名スルホメチロンメチル)
- 二百九十九 N・N—ジメチルホルムアミド

- 三百 一一 [(二・五)ジメトキシフェニル] アゾ] 一二ナフトール (別名シトラスレッドナンバー二)
- 三百一 臭化エチル
- 三百二 臭化水素
- 三百三 臭化メチル
- 三百四 しゅう酸
- 三百五 臭素
- 三百六 臭素化ビフェニル
- 三百七 硝酸
- 三百八 硝酸アンモニウム
- 三百九 硝酸ノルマループロピル
- 三百十 しょう腦
- 三百十一 シラン
- 三百十二 シリカ
- 三百十三 ジルコニウム化合物
- 三百十四 人造鈹物繊維
- 三百十五 水銀及びその無機化合物
- 三百十六 水酸化カリウム
- 三百十七 水酸化カルシウム
- 三百十八 水酸化セシウム
- 三百十九 水酸化ナトリウム
- 三百二十 水酸化リチウム
- 三百二十一 水素化リチウム
- 三百二十二 すず及びその化合物
- 三百二十三 スチレン
- 三百二十四 ステアリン酸亜鉛
- 三百二十五 ステアリン酸ナトリウム
- 三百二十六 ステアリン酸鉛
- 三百二十七 ステアリン酸マグネシウム
- 三百二十八 ストリキニーネ
- 三百二十九 石油エーテル
- 三百三十 石油ナフサ
- 三百三十一 石油ベンジン
- 三百三十二 セスキ炭酸ナトリウム
- 三百三十三 セレン及びその化合物
- 三百三十四 ニーターシャリーブチルイミノー三ーイソプロピルー五ーフェニルテトラヒドロー四Hー一・  
三・五ーチアアジアジンー四ーオン (別名ブプロフェジン)
- 三百三十五 タリウム及びその水溶性化合物
- 三百三十六 炭化けい素

- 三百三十七 タングステン及びその水溶性化合物
- 三百三十八 タンタル及びその酸化物
- 三百三十九 チオジ (パラフェニレン) ジオキシービス (チオホスホン酸) O・O・O'・O' テトラメチル (別名テメホス)
- 三百四十 チオ尿素
- 三百四十一 四・四' チオビス (六ターシャリーブチル三メチルフェノール)
- 三百四十二 チオフェノール
- 三百四十三 チオリン酸O・OジエチルO (二イソプロピル六メチル四ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 三百四十四 チオリン酸O・Oジエチルエチルチオエチル (別名ジメトン)
- 三百四十五 チオリン酸O・OジエチルO (六オキソフェニル六ジヒドロ三ピリダジニル) (別名ピリダフェンチオン)
- 三百四十六 チオリン酸O・OジエチルO (三・五・六トリクロロ二ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 三百四十七 チオリン酸O・OジエチルO [四 (メチルスルフィニル) フェニル] (別名フェンスルホチオン)
- 三百四十八 チオリン酸O・OジメチルO (二・四・五トリクロロフェニル) (別名ロンネル)
- 三百四十九 チオリン酸O・OジメチルO (三メチル四ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン)
- 三百五十 チオリン酸O・OジメチルO (三メチル四メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)
- 三百五十一 デカボラン
- 三百五十二 鉄水溶性塩
- 三百五十三 一・四・七・八テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー)
- 三百五十四 テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
- 三百五十五 テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)
- 三百五十六 テトラエトキシシラン
- 三百五十七 一・一・二・二テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
- 三百五十八 N (一・一・二・二テトラクロロエチルチオ) 一・二・三・六テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)
- 三百五十九 テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
- 三百六十 四・五・六・七テトラクロロ一・三ジヒドロベンゾ [c] フラン二オン (別名フサライド)
- 三百六十一 テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC一一二)
- 三百六十二 二・三・七・八テトラクロロジベンゾ一・四ジオキシン
- 三百六十三 テトラクロロナフタレン
- 三百六十四 テトラナトリウム三・三' [(三・三' ジメチル四・四' ビフェニリレン) ビス (アゾ)] ビス [五アミノ四ヒドロキシ二・七ナフタレンジスルホナート] (別名トリパンブルー)
- 三百六十五 テトラナトリウム三・三' [(三・三' ジメトキシ四・四' ビフェニリレン) ビス (ア

- ゾ)] ビス [五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート] (別名C Iダイレクトブルー十五)
- 三百六十六 テトラニトロメタン
- 三百六十七 テトラヒドロフラン
- 三百六十八 テトラフルオロエチレン
- 三百六十九 一・一・二・二—テトラブロモエタン
- 三百七十 テトラブロモメタン
- 三百七十一 テトラメチルこはく酸ニトリル
- 三百七十二 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)
- 三百七十三 テトラメトキシシラン
- 三百七十四 テトリル
- 三百七十五 テルフェニル
- 三百七十六 テルル及びその化合物
- 三百七十七 テレピン油
- 三百七十八 テレフタル酸
- 三百七十九 銅及びその化合物
- 三百八十 灯油
- 三百八十一 トリエタノールアミン
- 三百八十二 トリエチルアミン
- 三百八十三 トリクロロエタン
- 三百八十四 トリクロロエチレン
- 三百八十五 トリクロロ酢酸
- 三百八十六 一・一・二—トリクロロ—一・二・二—トリフルオロエタン
- 三百八十七 トリクロロナフタレン
- 三百八十八 一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス (四—クロロフェニル) エタン (別名DDT)
- 三百八十九 一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス (四—メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
- 三百九十 二・四・五—トリクロロフェノキシ酢酸
- 三百九十一 トリクロロフルオロメタン (別名CFC—一一)
- 三百九十二 一・二・三—トリクロロプロパン
- 三百九十三 一・二・四—トリクロロベンゼン
- 三百九十四 トリクロロメチルスルフェニル=クロリド
- 三百九十五 N— (トリクロロメチルチオ) —一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタン)
- 三百九十六 トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド
- 三百九十七 一・三・五—トリス (二・三—エポキシプロピル) —一・三・五—トリアジン—二・四・六 (—H・三H・五H) —トリオン
- 三百九十八 トリス (N・N—ジメチルジチオカルバメート) 鉄 (別名ファーバム)
- 三百九十九 トリニトロトルエン
- 四百 トリフェニルアミン

- 四百一 トリブロモメタン
- 四百二 ニートリメチルアセチル—・三—インダンジオン
- 四百三 トリメチルアミン
- 四百四 トリメチルベンゼン
- 四百五 トリレンジイソシアネート
- 四百六 トルイジン
- 四百七 トルエン
- 四百八 ナフタレン
- 四百九 —ナフチルチオ尿素
- 四百十 —ナフチル—N—メチルカルバメート (別名カルバリル)
- 四百十一 鉛及びその無機化合物
- 四百十二 二亜硫酸ナトリウム
- 四百十三 ニコチン
- 四百十四 二酸化硫黄
- 四百十五 二酸化塩素
- 四百十六 二酸化窒素
- 四百十七 二硝酸プロピレン
- 四百十八 ニッケル及びその化合物
- 四百十九 ニトリロ三酢酸
- 四百二十 五—ニトロアセナフテン
- 四百二十一 ニトロエタン
- 四百二十二 ニトログリコール
- 四百二十三 ニトログリセリン
- 四百二十四 ニトロセルローズ
- 四百二十五 N—ニトロソモルホリン
- 四百二十六 ニトロトルエン
- 四百二十七 ニトロプロパン
- 四百二十八 ニトロベンゼン
- 四百二十九 ニトロメタン
- 四百三十 乳酸ノルマル—ブチル
- 四百三十一 二硫化炭素
- 四百三十二 ノナン
- 四百三十三 ノルマル—ブチルアミン
- 四百三十四 ノルマル—ブチルエチルケトン
- 四百三十五 ノルマル—ブチル—二・三—エポキシプロピルエーテル
- 四百三十六 N— [— (N—ノルマル—ブチルカルバモイル) —H—二—ベンゾイミダゾリル] カルバミン酸メチル (別名ベノミル)
- 四百三十七 白金及びその水溶性塩



- 四百三十八 ハフニウム及びその化合物
- 四百三十九 パラーアニシジン
- 四百四十 パラークロロアニリン
- 四百四十一 パラージクロロベンゼン
- 四百四十二 パラージメチルアミノアゾベンゼン
- 四百四十三 パラーターシャリーブチルトルエン
- 四百四十四 パラーニトロアニリン
- 四百四十五 パラーニトロクロロベンゼン
- 四百四十六 パラーフェニルアゾアニリン
- 四百四十七 パラーベンゾキノ
- 四百四十八 パラーメトキシフェノール
- 四百四十九 バリウム及びその水溶性化合物
- 四百五十 ピクリン酸
- 四百五十一 ビス (二・三ーエポキシプロピル) エーテル
- 四百五十二 一・三ービス [(二・三ーエポキシプロピル) オキシ] ベンゼン
- 四百五十三 ビス (二クロロエチル) エーテル
- 四百五十四 ビス (二クロロエチル) スルフィド (別名マスタードガス)
- 四百五十五 N・Nービス (二クロロエチル) メチルアミンーNーオキシド
- 四百五十六 ビス (ジチオリン酸) S・S'ーメチレンーO・O・O'・O'ーテトラエチル (別名エチオン)
- 四百五十七 ビス (二ジメチルアミノエチル) エーテル
- 四百五十八 砒素及びその化合物
- 四百五十九 ヒドラジン
- 四百六十 ヒドラジンー水和物
- 四百六十一 ヒドロキノ
- 四百六十二 四ービニルーーシクロヘキセン
- 四百六十三 四ービニルシクロヘキセンジオキシド
- 四百六十四 ビニルトルエン
- 四百六十五 ビフェニル
- 四百六十六 ピペラジン二塩酸塩
- 四百六十七 ピリジン
- 四百六十八 ピレトラム
- 四百六十九 フェニルオキシラン
- 四百七十 フェニルヒドラジン
- 四百七十一 フェニルホスフィン
- 四百七十二 フェニレンジアミン
- 四百七十三 フェノチアジン
- 四百七十四 フェノール
- 四百七十五 フェロバナジウム

- 四百七十六 一・三―ブタジエン
- 四百七十七 ブタノール
- 四百七十八 フタル酸ジエチル
- 四百七十九 フタル酸ジ―ノルマル―ブチル
- 四百八十 フタル酸ジメチル
- 四百八十一 フタル酸ビス (二―エチルヘキシル) (別名DEHP)
- 四百八十二 ブタン
- 四百八十三 一―ブタンチオール
- 四百八十四 弗化カルボニル
- 四百八十五 弗化ビニリデン
- 四百八十六 弗化ビニル
- 四百八十七 弗素及びその水溶性無機化合物
- 四百八十八 二―ブテナール
- 四百八十九 フルオロ酢酸ナトリウム
- 四百九十 フルフラール
- 四百九十一 フルフリルアルコール
- 四百九十二 一・三―プロパンスルトン
- 四百九十三 プロピオン酸
- 四百九十四 プロピルアルコール
- 四百九十五 プロピレンイミン
- 四百九十六 プロピレングリコールモノメチルエーテル
- 四百九十七 二―プロピン―――オール
- 四百九十八 ブロモエチレン
- 四百九十九 二―ブロモ―二―クロロ――・―・―トリフルオロエタン (別名ハロタン)
- 五百 ブロモクロロメタン
- 五百一 ブロモジクロロメタン
- 五百二 五―ブロモ―三―セカンダリ―ブチル―六―メチル――・二・三・四―テトラヒドロピリミジン―二・四―ジオン (別名ブロマシル)
- 五百三 ブロモトリフルオロメタン
- 五百四 二―ブロモプロパン
- 五百五 ヘキサクロロエタン
- 五百六 一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ――・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エキソ――・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)
- 五百七 一・二・三・四・十・十一―ヘキサクロロ―六・七―エポキシ――・四・四a・五・六・七・八・八a―オクタヒドロ―エンド――・四―エンド―五・八―ジメタノナフタレン (別名エンドリン)
- 五百八 一・二・三・四・五・六―ヘキサクロロシクロヘキサン (別名リンデン)
- 五百九 ヘキサクロロシクロペンタジエン
- 五百十 ヘキサクロロナフタレン

- 五百十一 一・四・五・六・七・七—ヘキサクロロビシクロ [二・二・一] —五—ヘプテン—二・三—ジカルボン酸 (別名クロレンド酸)
- 五百十二 一・二・三・四・十・十一—ヘキサクロロ—一・四・四 a・五・八・八 a—ヘキサヒドロ—エキソ—一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン (別名アルドリン)
- 五百十三 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド (別名ベンゾエピン)
- 五百十四 ヘキサクロロベンゼン
- 五百十五 ヘキサヒドロ—一・三・五—トリニトロ—一・三・五—トリアジン (別名シクロナイト)
- 五百十六 ヘキサフルオロアセトン
- 五百十七 ヘキサメチルホスホリックトリアミド
- 五百十八 ヘキサメチレンジアミン
- 五百十九 ヘキサメチレン=ジイソシアネート
- 五百二十 ヘキサン
- 五百二十一 一—ヘキセン
- 五百二十二 ベーターブチロラクトン
- 五百二十三 ベータープロピオラクトン
- 五百二十四 一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—二・三—エポキシ—三 a・四・七・七 a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン (別名ヘプタクロルエポキシド)
- 五百二十五 一・四・五・六・七・八・八—ヘプタクロロ—三 a・四・七・七 a—テトラヒドロ—四・七—メタノ—H—インデン (別名ヘプタクロル)
- 五百二十六 ヘプタン
- 五百二十七 ペルオキシ二硫酸アンモニウム
- 五百二十八 ペルオキシ二硫酸カリウム
- 五百二十九 ペルオキシ二硫酸ナトリウム
- 五百三十 ペルフルオロオクタナ酸アンモニウム塩
- 五百三十一 ベンゼン
- 五百三十二 一・二・四—ベンゼントリカルボン酸—一・二—無水物
- 五百三十三 ベンゾ [a] アントラセン
- 五百三十四 ベンゾ [a] ピレン
- 五百三十五 ベンゾフラン
- 五百三十六 ベンゾ [e] フルオラセン
- 五百三十七 ペンタクロロナフタレン
- 五百三十八 ペンタクロロニトロベンゼン
- 五百三十九 ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩
- 五百四十 一—ペンタナール
- 五百四十一 一・一・三・三・三—ペンタフルオロ—二— (トリフルオロメチル) ——プロペン (別名PFI B)
- 五百四十二 ペンタボラン
- 五百四十三 ペンタン

- 五百四十四 ほう酸ナトリウム
- 五百四十五 ホスゲン
- 五百四十六 (二-ホルミルヒドラジノ) —四— (五-ニトロ-二-フリル) チアゾール
- 五百四十七 ホルムアミド
- 五百四十八 ホルムアルデヒド
- 五百四十九 マゼンタ
- 五百五十 マンガン及びその無機化合物
- 五百五十一 ミネラルスピリット (ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
- 五百五十二 無水酢酸
- 五百五十三 無水フタル酸
- 五百五十四 無水マレイン酸
- 五百五十五 メターキシリレンジアミン
- 五百五十六 メタクリル酸
- 五百五十七 メタクリル酸メチル
- 五百五十八 メタクリロニトリル
- 五百五十九 メタージシアノベンゼン
- 五百六十 メタノール
- 五百六十一 メタンスルホン酸エチル
- 五百六十二 メタンスルホン酸メチル
- 五百六十三 メチラール
- 五百六十四 メチルアセチレン
- 五百六十五 N-メチルアニリン
- 五百六十六 二・二' — [[四— (メチルアミノ) —三—ニトロフェニル] アミノ] ジエタノール (別名HCブルーナンバー)
- 五百六十七 N-メチルアミノホスホン酸O— (四-ターシャリーブチル-二-クロロフェニル) —O—メチル (別名クルホメート)
- 五百六十八 メチルアミン
- 五百六十九 メチルイソブチルケトン
- 五百七十 メチルエチルケトン
- 五百七十一 N-メチルカルバミン酸二-イソプロピルオキシフェニル (別名プロポキスル)
- 五百七十二 N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二-ジメチル-七-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)
- 五百七十三 N-メチルカルバミン酸二-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ)
- 五百七十四 メチルシクロヘキサノール
- 五百七十五 メチルシクロヘキサノン
- 五百七十六 メチルシクロヘキサン
- 五百七十七 二-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン

五百七十八 ニーメチルー四・六—ジニトロフェノール  
 五百七十九 ニーメチルー三・五—ジニトロベンズアミド (別名ジニトルミド)  
 五百八十 メチルーターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)  
 五百八十一 五—メチルー一・二・四—トリアゾロ [三・四—b] ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)  
 五百八十二 ニーメチルー四— (ニートリルアゾ) アニリン  
 五百八十三 ニーメチルー—ニトロアントラキノン  
 五百八十四 N—メチルーN—ニトロソカルバミン酸エチル  
 五百八十五 メチルーノルマル—ブチルケトン  
 五百八十六 メチルーノルマル—ペンチルケトン  
 五百八十七 メチルヒドラジン  
 五百八十八 メチルビニルケトン  
 五百八十九 — [(ニーメチルフェニル) アゾ] —ニ—ナフトール (別名オイルオレンジSS)  
 五百九十 メチルプロピルケトン  
 五百九十一 五—メチルー二—ヘキサノン  
 五百九十二 四—メチルー二—ペンタノール  
 五百九十三 ニーメチルー二・四—ペンタンジオール  
 五百九十四 ニーメチルーN— [三— (—メチルエトキシ) フェニル] ベンズアミド (別名メプロニル)  
 五百九十五 S—メチルーN— (メチルカルバモイルオキシ) チオアセチミデート (別名メソミル)  
 五百九十六 メチルメルカプタン  
 五百九十七 四・四' —メチレンジアニリン  
 五百九十八 メチレンビス (四・—シクロヘキシレン) =ジイソシアネート  
 五百九十九 メチレンビス (四・—フェニレン) =ジイソシアネート (別名MDI)  
 六百 ニーメトキシ—五—メチルアニリン  
 六百— — (ニーメトキシ—ニ—メチルエトキシ) —ニ—プロパノール  
 六百二 メルカプト酢酸  
 六百三 モリブデン及びその化合物  
 六百四 モルホリン  
 六百五 沃化メチル  
 六百六 沃素  
 六百七 ヨードホルム  
 六百八 硫化ジメチル  
 六百九 硫化水素  
 六百十 硫化水素ナトリウム  
 六百十一 硫化ナトリウム  
 六百十二 硫化りん  
 六百十三 硫酸  
 六百十四 硫酸ジイソプロピル  
 六百十五 硫酸ジエチル

- 六百十六 硫酸ジメチル
- 六百十七 リン化水素
- 六百十八 リン酸
- 六百十九 リン酸ジノルマルブチル
- 六百二十 リン酸ジノルマルブチル＝フェニル
- 六百二十一 リン酸一・二ジブロモ二・二ジクロロエチル＝ジメチル（別名ナレド）
- 六百二十二 リン酸ジメチル＝（E）――（N・Nジメチルカルバモイル）――プロペン二ール（別名ジクロトホス）
- 六百二十三 リン酸ジメチル＝（E）――（Nメチルカルバモイル）――プロペン二ール（別名モノクロトホス）
- 六百二十四 リン酸ジメチル＝――メトキシカルボニル――プロペン二ール（別名メビンホス）
- 六百二十五 リン酸トリ（オルトトリル）
- 六百二十六 リン酸トリス（二・三ジブromoプロピル）
- 六百二十七 リン酸トリノルマルブチル
- 六百二十八 リン酸トリフェニル
- 六百二十九 レソルシノール
- 六百三十 六塩化ブタジエン
- 六百三十一 ロジウム及びその化合物
- 六百三十二 ロジン
- 六百三十三 ロテノン
- 六百三十四 前各号に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 六百三十五 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）  
で、厚生労働省令で定めるもの